

建物を取り壊した場合は届け出を**資産税課 ☎55-2744**

固定資産税の課税対象になっている建物を取り壊した場合は、現地を確認しますので、資産税課家屋担当へご連絡ください。

なお、法務局へ不動産登記法による滅失登記の申請をされた場合は、連絡の必要はありません。

募 集**富士スモッグ改善計画
推進協議会市民委員****環境保全課 ☎55-2774**

富士スモッグ改善計画の検討・実績評価をする協議会の市民委員を募集します。

応募資格 20歳以上で、市内に1年以上住んでいる人

委員任期 10月4日～平成23年10月3日

協議会 平日の昼間2時間程度の会議を年2回開催

定員 3人（男女・世代・地域のバランスなどを考慮し、書類選考）

報酬 1回につき7,000円

申し込み 7月21日～8月17日（必着）に、応募用紙（環境保全課で配布、市ウェブサイトダウンロード可）に必要事項を記入し、直接または郵送・FAX・Eメールで、〒417-8601 富士市役所環境保全課へ ☎51-9854

ka-kankyohozen@div.city.fuji.shizuoka.jp

**農作物被害対策用
防除事業補助金**

猿やシカなど有害鳥獣による農作物被害の対策のため、自衛体制の整備として防除設備を設置する人に対し、原材料費の一部を助成する事業を今年度から始めました。

補助の対象 防除設備を設置するための原材料費用

補助率 対象原材料費用の2分の1（上限5万円）

※補助制度を利用する際は、必ず購入前に申請してください。

農政課 ☎55-2781**第29回 市民福祉まつり
啓発用ポスター図案****社会福祉協議会 ☎64-6600**

市民福祉まつり、思いやり・助け合いなど、広く福祉をイメージした作品を募集します。

応募資格 市内在住の人

規格 四つ切り画用紙（380mm×540mm）

応募方法 8月31日（必着）までに、作品の裏に住所、氏名、年齢、電話番号、学年、校区・子ども会名、作品への思いを記入し、直接社会福祉協議会へ

※作品にタイトル、日時、会場などの文字や数字は入れないでください。

**水を大切に作る“気持ち”をください
下水道いろいろコンクール作品****下水道総務課 ☎55-2800**

9月10日は「下水道の日」。下水道にちなんだ作品を募集します。

★絵画・ポスターの部（小・中学生）

★作文の部（小・中学生）

★書道の部（小・中学生）

★新聞の部（小・中学生）

★標語の部（どなたでも応募できます）

※各部門ごとに規定があります。詳しくは、下水道総務課へお問い合わせください。

申し込み 9月4日（必着）までに、直接または郵送で、〒417-8601 富士市役所下水道総務課へ

「第44回 富士市発明くふう展」作品**工業振興課 ☎55-2906**

展示期間 9月12日（土）・13日（日）

9:00～17:00

ところ ロゼシアター展示室

出品物 日用品から機械まで、生活の中のちょっとしたアイデア品や産業の発展に役立つもの（作品の実物または発明・意匠など）

申し込み 9月1日（火）～7日（月）に、小・中学生は学校ごとに学校教育課へ、高校生以上は、出品者名簿（各地区まちづくりセンター、図書館などで配布）を、直接またはFAXで工業振興課（☎51-1997）、富士商工会議所（☎52-9796）、鷹岡商工会（☎71-9920）、富士川町商工会（☎81-2716）のいずれかへ

平和を祈りましょう

戦没者の霊を慰め、平和を祈念します

富士市戦没者追悼式

とき 8月15日（土）11:50～

ところ ロゼシアター大ホール

*12時の時報に合わせて、黙とうをささげましょう。

原爆死没者の慰霊と平和を祈念して

黙とうをささげましょう

とき 8月6日（木）8:15（広島）

8月9日（日）11:02（長崎）

福祉総務課 ☎55-2757**高額医療・高額介護合算療養費の申請などについて**

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました

○世帯内の国民健康保険の被保険者が、1年間（平成20年度は平成20年4月～平成21年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

○申請は、11月以降国民健康保険課で受け付けます。

なお、対象者には11月以降申請勧奨通知を発送する予定です。

※社会保険などに加入している人は、7月31日時点で加入している医療保険の窓口にお問い合わせください。

★国民健康保険税の減免制度について

貧困・災害などによる理由のほか、会社の都合による離職者などで所得が著しく減少し、保険税の納付が困難な人を対象に、条例などに基づく減免制度があります。

※具体的な内容については、国民健康保険課賦課担当（☎55-2752）までお問い合わせください。

国民健康保険課 ☎55-2751